

重 点 事 项

1 社会福祉法人について

(1) 社会福祉法人の在り方の見直しについて

○ 社会福祉法人制度については、平成12年の社会福祉基礎構造改革において制度改革が行われたところであるが、介護保険制度や支援費制度の施行など、社会福祉法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要な見直しを行う時期に来ているものと考えている。

○ 社会福祉法人に関する制度の在り方については、社会福祉サービスの提供体制が措置から利用契約に転換し、社会福祉事業へ多様な主体が参入する中で、

- ・ 事業主体間の対等な競争条件の確保
- ・ 情報公開、第三者評価等利用者の視点に立った改革の推進や、理事会機能等の強化等の経営執行体制の強化
- ・ 社会福祉事業の経営に関する規制の緩和

について、社会保障審議会福祉部会において議論が開始され、今年末までを目途として検討を進めているところである。今後、各都道府県・市の御意見も踏まえ、来年の通常国会に所要の法案を提出することとしたいと考えている。

なお、検討の状況を踏まえ、法改正を要しない見直しについては逐次実施してまいりたい。

(2) 基本財産の担保提供に係る承認の取扱いについて

○ 社会福祉法人に対する補助金の削減や、財政投融资改革を受けての独立行政法人福祉医療機構からの融資枠の縮小等が今後予想される中で、これらに加えて、新たな資金調達の方法が求められているところである。

○ 一方、基本財産は、法人存立の基礎となるものであることから、これを担保に供する場合には、所轄庁の承認を受けなければならないこととされているところであるが、地域によって承認の取扱いに相違が見られ、一律に不承認としている所轄庁も多いものと承知している。

- ついては、担保提供の承認の考え方は以下のとおりであるので、これに則した運用をお願いする。

なお、現在、社会福祉法人に対する民間金融機関の融資実績が少ないため、実際には必要な融資を受けることができない場合も想定されることから、独立行政法人福祉医療機構と民間金融機関との協調融資制度について検討しているところであり、その場合の承認の取扱いについては、別途お知らせすることとしたい。

1 担保提供の目的の妥当性について

- 借入金の目的は、社会福祉事業に充てられるべきものであり、当該法人の役員や当該役員の経営する会社等の債務の担保に提供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならないこと。

2 担保提供の必要性について

- 国・地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。

3 担保提供方法の妥当性について

- 担保提供の承認の対象となる借入先については、地方公共団体、社会福祉事業団、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。

なお、不当に利子を得るようなものは適当ではないこと。

- 適正な償還計画があり、かつ、当該法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間の間、当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。

4 担保提供に係る意思決定の適法性について

- 定款所定の手続を経ていること。

(3) 社会福祉法人に係る外部監査の活用について

- 社会福祉法人に係る外部監査については、法人運営の透明性の確保の観点から、事業規模に応じて2年に1回又は5年に1回程度外部監査の活用を行うことが望ましいものとし、その推進を図っているところである。

しかしながら、法人において外部監査の必要性等についての認識が不足していることや、各都道府県・市においては外部監査の範囲等について疑義があることなどから、その活用が必ずしも進んでいないのが現状である。

- 社会福祉法人に係る外部監査の考え方は以下のとおりであるので、これらの趣旨を十分御理解の上、外部監査の一層の活用が図られるようお願いしたい。

1 外部監査の趣旨について

- 社会福祉法人に係る外部監査は、広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。

2 外部監査の範囲について

- 社会福祉法人に係る財産状況等の外部監査には、
 - ① 公認会計士法に基づき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う財務諸表の監査
 - ② 公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等
 - ③ 財産状況以外の事項（法人の組織運営・事業等）の監査が含まれるものであること。

3 外部監査の実施者について

- 外部監査は、社会福祉法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や、社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。

- なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

4 実地監査の省略について

- 実地監査の省略については、以下の点について考慮の上判断することが望ましいこと。
 - ・ 当該外部監査の報告書の記載から、財産状況等について重大な問題点が指摘されていないこと。また、問題点がある場合には、法人から改善計画が所轄庁に提出されていること。
 - ・ 施設監査の結果、最低基準が遵守されていること。
 - ・ 現況報告書等が適正に提出され、重大な問題点が見受けられないこと。

なお、以下に掲げる取組については、社会福祉法人の外部監査に該当するものと考えているので、外部監査の活用を図る上での参考とされたい。

① 公認会計士等が「社会福祉法人の外部監査の取扱いについて」（平成16年2月17日日本公認会計士協会）（※）に基づいて行う監査

※ 公認会計士等が社会福祉法人の外部監査を行う際の実務指針として日本公認会計士協会が作成したもの。

実施者：公認会計士等

監査対象：主として社会福祉法第44条第2項に基づいて作成する計算書類
(財産目録、貸借対照表及び収支計算書)

結果報告：監査を受けた法人に監査報告書が提出される。

② 都道府県社会福祉協議会の事業として行われる公認会計士等の指導を伴う自主監査

実施者：法人自らが自主点検のうえ、公認会計士等の調査・指導

監査対象：会計管理体制及び決算

(法人の任意の会計単位のみを対象とすることも可)

結果報告：自主監査を受けた法人に「自主監査報告書」が提出される。

(4) 社会福祉法人に関する指導監督について

○ 昨年も、社会福祉法人にかかわる不祥事が散見されている。不祥事の未然防止のためには日常的な情報収集を行うとともに、指導監査において法人審査基準等の関係法令等の遵守状況、法人の運営状況の実態を的確に把握し、関係法令等の規定の趣旨を踏まえ指導の徹底を図るよう努められたい。

○ 社会福祉法人に関する指導監督については、「社会福祉法人の指導監督に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成15年7月総務省）を受け、「社会福祉法人の指導監督に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」について」（平成15年9月19日3局長通知）を発出したところであり、不適切な事項が見られた法人に対しては早急に改善が図られるよう引き続き指導方お願いしたい。

また、社会福祉法人審査基準等に合致しない法人に対しては、継続的な指導を行う中で法人の自主的な改善を求めることが原則である。度重なる指導にも関わらず改善されない場合には、法人において改善に向けた努力が見られるか、直ちに改善することが困難な事情がないか等について十分検証した上で、社会福祉法第56条第2項の改善命令が必要と考えられる事例に対しては、躊躇することなく改善を命じる等積極的な改善に努められたい。

なお、この勧告に関して所轄庁が法人に行った指導については、平成16年度中にフォローアップ調査を行う予定であるので御了知願いたい。

○ また、指導監査結果の公開については、各都道府県・市において、着実に進められているところであるが、不祥事の未然防止に資するためにも、引き続き積極的な取組をお願いします。

○ なお、国所管の社会福祉法人指導監査業務については、効率性の確保や統一的な指導の実現を図るため、今般、本省内各部局で実施していた国所管の社会福祉法人指導監査業務を社会・援護局に一元化することとし、併せて、従来、保護課生活保護監査指導室で実施していた生活保護法施行事務監査業務と一体的な指導監査体制とするため、平成16年度に、社会・援護局総務課に「指導監査室(仮称)」を設置する予定である。

(5) 社会福祉法人制度に関するその他の規制改革等

- 現在、行政の各般の分野について規制改革が政府全体として進められており、社会福祉法人制度についても、昨年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画（再改定）」において、講ずべき措置の一部として、
 - ・ 社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し
 - ・ 社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進が掲げられているところである。

- 社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直しとしては、
 - ・ 既に行われた社会福祉法人に関する規制緩和措置の地方公共団体に対する一層の周知徹底等
 - ・ 担当行政部門間の円滑な調整及び行政の不整合の解消を図ることとされている。

近年行われた社会福祉法人に関する規制緩和措置については参考のとおりであり、各都道府県・市におかれては、既に御連絡しているところであるが、引き続き、御理解・御協力をお願いする。

- また、社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進については、
 - ・ 消費者の選択の幅を拡大する観点からの情報公開のための基準の強化
 - ・ 収支決算書、事業報告書、監事の意見書等のインターネット上での公開の促進を図ることとされている。

社会福祉法人に関する情報公開の推進については、平成12年のいわゆる社会福祉基礎構造改革においても、社会福祉事業の経営者については福祉サービスに関する情報提供を行うよう、国・地方公共団体については利用者による情報収集を容易にするための必要な措置を講ずるよう努力義務が課せられたところである。

こうした社会福祉法の規定の趣旨も踏まえ、各都道府県・市におかれては、社会福祉法人によるホームページの開設や、社会福祉法人現況報告書システムとともに既に稼働している独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」を活用すること等を通じて、社会福祉法人の情報公開が促進されるよう、特段のご配慮をお願いする。

(参考)

平成14年・15年に行われた社会福祉法人に関する規制緩和措置

1 収益事業の収益を充てることのできる公益事業の範囲の拡大【平成14年8月】

- 収益事業の収益を充てることのできる公益事業として、当該法人が実施する社会福祉事業と密接な関連があり、当該社会福祉事業と一体的に実施することによりその目的の一層の達成に資するものとして、所轄庁が認めるものを追加した。

(参考) 告示に掲げる事業に該当する事業の例

- ・ 生きがい活動支援通所事業
- ・ 外出支援サービス事業

2 グループホームを経営する社会福祉法人の資産要件の特例の創設【平成14年8月】

- 施設を経営しない社会福祉法人を設立する場合、原則として1億円以上の資産を基本財産として保有することを求めているが、グループホームを経営する社会福祉法人について、次の要件を満たしているときは、1千万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りることとした。

- ① 5年（NPO等の場合には3年）以上にわたって、グループホーム経営の実績を有していること
- ② 地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定を受けていること
- ③ 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること

3 介助犬・聴導犬訓練事業を経営する社会福祉法人の資産要件の特例の創設

【平成15年4月】

- 2と同様に、介助犬・聴導犬訓練事業を経営する社会福祉法人について、次の要件を満たしているときは、1千万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りることとした。

- ① 5年（NPO等の場合には3年）以上にわたって、介助犬・聴導犬訓練事業の経営の実績を有していること
- ② 地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託、助成を受けているか、又は過去に受けていたことがあること

- ③ 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること

4 資産要件の特例により設立された障害者に係る小規模通所授産施設等を経営する社会福祉法人が実施できる事業の拡大【平成14年8月・平成15年4月】

- 資産要件の特例により設立された障害者に係る小規模通所授産施設を経営する法人の財政基盤は脆弱であるため、これまでその実施できる社会福祉事業又は公益事業の範囲は限定されているが、今般、

- ① 所轄庁が、財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、本来の社会福祉事業の実施に支障がないと認める場合には、一般の社会福祉法人と同様に公益事業又は収益事業を実施できることとすること

- ② 平成14年4月からの精神障害者居宅介護等事業の法定化に伴い、上記特例により設立された社会福祉法人が小規模通所授産施設の経営と併せて行うことができる社会福祉事業として、精神障害者居宅介護等事業を追加すること

との措置を講じることとした。

- また、資産要件の特例により設立されたホームヘルプ事業、グループホーム、介助犬・聴導犬訓練事業を経営する社会福祉法人が実施できる事業についても、上記①と同様の措置を講じることとした。

5 都道府県等における社会福祉法人に対する指導監督【平成14年8月】

- ア) 資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、2年に1回程度の外部監査の活用

- イ) アに該当しない法人については、5年に1回程度の外部監査の活用など法人運営の透明性の確保のための取組を行うこと

が望ましいものとして、積極的な外部監査の活用を推進することとした。

- また、法人が外部監査を活用した場合、当該外部監査を所轄庁の实地監査とみなし、その結果等に基づく書面による監査を行うことで足りることとした。ただし、その場合であっても、外部監査を实地監査とみなす取扱いが続けて行われてはならないこととした。

2 福祉事務所について

(1) 福祉事務所の運営等について

福祉事務所においては、地域住民に最も近い行政機関の一つとして、従来からの業務に加え、ドメスティックバイオレンスや児童虐待等における適切な初期対応、専門機関への迅速な情報提供など、新たな福祉ニーズに対して一定の役割を果たすことが求められている。

については、福祉事務所が第一線の行政サービス機関として、その機能を十分に発揮することができるよう、必要な情報の提供、職員の資質の向上などについてご支援願いたい。

(2) 市町村合併に伴う今後の福祉事務所について

現在、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、その特例の期限である平成17年3月に向けて市町村合併が精力的に進められ、これに伴い福祉事務所の新設や再編の動きとともに、関係業務の円滑な移管、組織体系及び機能のあり方、専門職員の養成・確保など、組織及び運営の全般についての見直しが課題となっている。

再編後の福祉事務所が従来の体制を越える機能を発揮できるようにすることが、今後の福祉サービスの向上のために重要であることから、合併等を予定している市町村に対しては、事前に十分な準備期間を取るとともに、都道府県と市町村との間で十分な連携を図り、事務の移管、担当職員の養成訓練等が円滑に行われ、再編の効果が遺憾なく発揮されるよう、特段のご指導・ご支援をお願いする。また、これに関する先行の取組事例を添付したので、今後の参考とされたい。

なお、この他の18自治体の先行事例についても、現在アンケート調査を行っているところであり、取りまとめ次第別途ご提供させていただくこととしている。

(3) 福祉事務所現況調査の実施について

全国の福祉事務所の組織及び職員の状況等を把握し、その運営指導に関する基礎資料を得ることを目的として、毎年福祉事務所の現況調査を実施しているところであるが、平成16年度においても調査内容等の見直しを行った上で実施することとしているので、ご協力方よろしく願います。

3 共同募金会について

(1) 組織の整備

地域福祉の推進において共同募金会は、必要な資金の配分や地域福祉計画策定への参画など、これに応えられる組織体制の整備が急務となっている。現状では、組織規程や会計規程が制定されていない支会・分会が一部にあるなど、その実施体制が必ずしも充分でないものが認められることから、その整備促進についてご指導願いたい。

また、市町村合併に伴い、これら支会・分会の組織再編も進められているところであるので、これらの再編が円滑にすすむよう、必要なご支援を願いたい。

(2) 平成16年度における共同募金運動について

共同募金の推進については、その実施万般にわたり種々の御支援をいただいているところであるが、中央共同募金会においては、平成15年度より新たにインターネットを利用した配分事業内容の検索システム（赤い羽根データベース「はねっと」）を導入するなど共同募金の透明性を高め、より多くの国民から理解と共感を得るための取組を行っているところである。

このシステムが広く活用され、平成16年度の運動により多くの国民の参画が得られるよう、引き続き特段のご支援をお願いする。

4 社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について

厚生労働大臣表彰の実施にあたっては、例年、候補者の推薦、被表彰者への連絡等種々のご協力を賜っているところであるが、平成16年度においても、表彰要綱を早期に確定し、候補者の推薦依頼等を行うこととしているので、例年同様、候補者の功績内容の精査及び氏名の確認等に特段のご協力をお願いする。

(参考) 平成16年度全国社会福祉大会日程 (予定)

- ・開催日 平成16年11月12日 (金)
- ・場 所 日比谷公会堂 (東京都千代田区日比谷公園内)